

独立行政法人に関する有識者会議 ヒアリング資料

- 1．独立行政法人農林水産消費技術センター . . . 1
- 2．独立行政法人肥飼料検査所 . . . 6
- 3．独立行政法人農薬検査所 . . . 11
- 4．独立行政法人種苗管理センター . . . 16
- 5．独立行政法人家畜改良センター . . . 31
- 6．独立行政法人林木育種センター . . . 39

平成17年10月14日
農 林 水 産 省

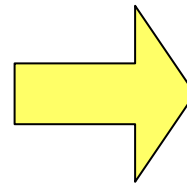
1. 独立行政法人農林水産消費技術センター

政策課題

食品、農林水産物などに対する消費者の信頼の確保

食品の安全性の確保

生物の多様性の確保



国が果たすべき役割

食品等の不正表示の取締りの徹底を図り、消費者の合理的な選択を実現

科学的な知見に基づいた食品安全行政の推進

我が国における遺伝子組換え生物等の拡散の防止

食品等の品質・表示、安全性に関する正しい情報の提供

センターの主な業務

- 1 JAS法に基づく
 - (1) 強制的な立入検査の実施などによる不正な食品表示の監視・取締
 - (2) 強制的な立入検査の実施などによる登録認定機関や認定事業者に対する指導監督
 - (3) JAS規格の見直しに必要なデータを提供するための分析検査
- 2 食品安全行政推進のため、
 - (1) その前提となるリスク分析、リスク管理のための有害物質の分析検査
 - (2) 危機発生時における農林水産大臣からの緊急時の要請への対応
- 3 遺伝子組換え生物の拡散を防止するためのカルタヘナ法に基づく立入検査等
- 4 食品表示110番による情報収集や消費者への情報提供など消費者対応業務

センターの業務の特性

JAS法関連業務

食品の賞味期限や産地などの表示は、消費者が商品を選ぶ際の決め手になるものであり、偽装表示は消費者の信頼を裏切るもの偽装表示が疑われる食品事業者に対し、指示、命令などの措置を講じるため行われる立入検査や任意調査は、証拠隠滅のおそれがあることから迅速かつ実効性ある対応が必要

立入検査等の対象は、JAS法上何らの許認可を受けていない一般の食品製造業者・販売業者（全国で55万事業所）に及び、極めて広範

立入検査等を実施するに当たり、被検者の理解と納得が即座に得られることが必要

独立行政法人移行後、検査に入る際に国の職員でないことを理由に難色を示され、公務員であることを説明し、理解を得た事例あり。

有害物質の分析検査等の業務

有害物質である残留農薬や重金属の分析検査は、JAS業務の立入検査等に活用されており、JAS業務と密接不可分であり、一体的に実施することが必要

危機発生時の対応は、国民の安全を確保するために緊急に検査等を行うものであり、迅速かつ実効性ある対応が必要

カルタヘナ法に基づく立入検査等の業務

国際条約に基づく我が国の義務の適確かつ円滑な実施を担保するためのものであり、迅速かつ実効性ある対応が必要

消費者対応業務

食品表示110番による消費者からの不正表示等に関する情報収集は、迅速な立入検査等の実施に必要不可欠であり、これらの業務は一体的に実施する必要

検査等業務

対象

全ての食品製造業者、販売業者、生産農家等

立入検査・任意調査等(現地対応)

(具体例)

- ・ 製造工程において原材料等を調査し、表示基準違反の有無を検査
- ・ 原産地表示の疑義に関する検査等
- ・ 有機の登録認定機関の認定業務、認定生産行程管理者の行程管理等のチェック
- ・ 遺伝子組換え原材料、品種に関する表示等の疑義に関する検査等

分析検査業務

(具体例)

- ・ 加工食品の原材料の成分検査
- ・ 農産物等の重金属の検査
(産地判別に活用)
- ・ 有機農産物等の残留農薬検査
- ・ 食品のDNA検査
(遺伝子組換え体の混入の有無の判別
品種の判別)

< 検査結果の提供 >

相互に関連・
密接不可分

< 分析技術の活用 >

情報収集

食品表示110番

情報提供

ホームページ、メールマガジン
広報誌等

対象

< 消費者 >

特定独立行政法人の形態を維持する必要性

食品は消費者が日々購入し消費する国民生活に不可欠なもの。BSEやその後の相次ぐ偽装表示事件の発生例でも明らかのように、食品の表示や品質の適正性や安全性が損なわれた場合、すぐに社会問題化し、消費者の不安と行政への不信が増大。

偽装表示等の問題発生時には、センターは疑義業者への立入検査、任意調査等を迅速に行う必要があるが、その対象となるのは私企業である55万の食品製造業者・販売業者であり、また、これらの者のほとんどが一般の事業者。

これらのことを踏まえれば、疑義業者に対する立入検査等の実施に当たっては、消費者の信頼確保という観点から、検査を行う者がいささかなりとも私企業との関係を疑われることのない立場にあること
被検者の理解と納得が即座に得られず、迅速に立入りができないことで、証拠を隠滅されたり、表示を偽った食品や安全性に問題がある食品の流通が拡大するといった事態を避けることが必要不可欠。

食の安全・表示の適正化の確保が求められる中で、消費者の信頼を得るためには、引き続き公務員による検査等の実施が求められている。

業務の見直し

- 1 残留農薬の調査分析に要する時間の削減など中期目標で求められた業務の重点化・効率化について、目標を上回る達成状況
- 2 第162回国会で成立した改正JAS法によるセンター業務の見直し
 - ・ JAS格付及びJASマーク貼付の業務を廃止
 - ・ 登録認定機関に対する登録時の調査及び立入検査の新設
- 3 JAS規格見直し作業のためのアンケート調査の発送や回答の集計作業、データ入力など専門技術的知見を必要としない作業は外部委託（アウトソーシング）を検討

農林水産消費技術センター 組織図

理事長

理事

監事

本部

総務部
〔総務課、人事課、会計課、
管財課〕

企画調整部
〔企画広報課、品質保証課、
国際課〕

技術指導部
〔表示指導課、規格指導課、
鑑定課、商品調査課〕

技術調査部
〔技術研究課、分析調査課、
微量物質調査課〕

消費者情報部
〔情報企画課、交流推進課、
交流技術課〕

地域センター

小樽センター

仙台センター

横浜センター

名古屋センター

神戸センター

岡山センター

門司センター

2. 独立行政法人肥飼料検査所

《肥料・飼料の特徴》

肥料・飼料は、食料の安定生産に不可欠な資材

農畜産物、廃棄物、副産物などの混合物として製造されるため、汚染物質が混入しやすく、品質も不安定

仮にBSEの原因となる異常プリオンたんぱく質やカドミウムなどの汚染物質が混入した場合、食品を通じて一般の消費者が無意識に摂取し、健康に重大な影響を及ぼすおそれ

《政策課題》

食品の安全性の確保

農畜産物の安定供給

《国が果たすべき役割》

汚染物質が混入した

製品の生産・流通・

使用の防止

《社会状況の変化》

BSE発生を契機にした食品の安全性に対する国民の関心の高まり

7割以上の方が「汚染物質」、「プリオン」に不安（国政モニター調査）

リスクの増大と緊急時の対応の増加

《事務・事業の内容》

「肥料取締法」、「飼料安全法」、「地力増進法」、「カルタヘナ法」に基づき、

肥料の登録時の調査

飼料添加物の検定

製造現場等への立入検査

原料・製品の収去・分析

飼料添加物試験施設の

GLP(優良試験所規範)査察

を実施

《業務の特性》

国の責務等

- ・食品の安全性の確保のためのリスク管理措置の一環として国と一体となって科学的根拠に基づき厳格に実施。
- ・企業秘密を取り扱うため、秘密の厳守が必要。

被検者の理解・協力

無通告で製造現場等への立入検査を実施し、所有権の有無にかかわらず無償でサンプルを収去

緊急時の対応

緊急時には、迅速に、農家段階を含めて幅広く検査を実施し、汚染物質を含む製品の出荷停止や廃棄を現場で指示

国際的な信用（GLP査察）

協定に基づきEUと試験結果を相互に承認

《施設・職員の特徴》

検査等業務に高度に特化した専門機関（職員の約8割が検査に従事）

立入検査で収去した製品中の汚染物質を迅速に定量・評価するため、技術的・専門的に高度に特化

《特定独立行政法人の形態を維持する必要》

国の責務である食品の安全性を確保するための業務を専ら実施する機関。

特に、緊急時には幅広い対象者（製造業者から農家まで）の理解と納得の下、迅速に検査を実施する必要。

検査を受ける者の理解・納得が得られず、迅速な対応が出来なければ、汚染された農産物が流通。

➡ 国民の健康に重大な影響

特定の企業との関係を持たない国家公務員により厳格・中立な検査が行われることが消費者からも求められている。

➡ 7割以上の人々が「汚染物質」、「プリオン」に不安感を覚える中、食の安全・安心を損ねるおそれのある見直しは、国民の納得が得られない。

《見直しを検討する事項》

リスクの高い肥料・飼料へ検査を重点化するとともに検査精度を向上

分析技術の高度化などによる検査時間の短縮等効率化・合理化

試薬の調製等の作業のアウトソーシング等を検討

《緊急立入検査の事例》

平成13年9月

BSE¹の発生に伴い、飼料工場に対する緊急立入検査（約1週間で142事業所）を実施し、発生原因となる動物性たんぱく質の混入防止の実施を確認。

1：人のクロイツフェルト・ヤコブ病と同一の病原体。発症した場合、治療法がない。

平成14年4月

輸入した飼料に我が国で使用が認められていない抗生物質が混入していたため、緊急立入検査を実施（1件）。

平成16年3月

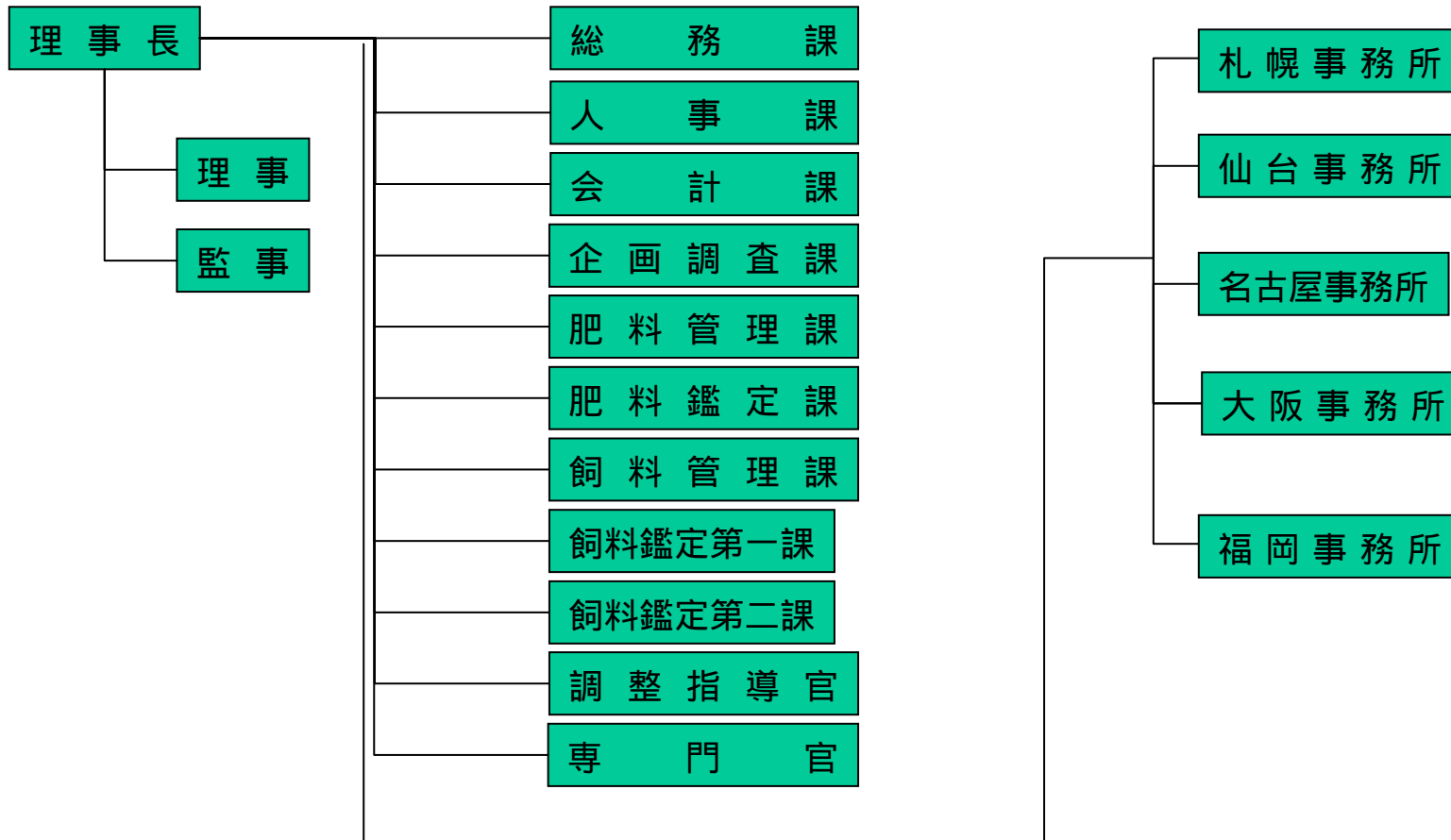
鳥インフルエンザが発生した養鶏場から持ち込まれたものが飼料中に混入したため、緊急立入検査を実施（1件）。

平成17年3月

海外から輸入された肥料原料にカドミウム²で汚染されていることが立入検査により明らかになったため、港湾、肥料製造業者への緊急立入検査（約1週間で28事業所）を実施し、汚染肥料の流通・使用を阻止（平成17年3月下旬）

2：腎機能障害や骨軟化症を発症するおそれがある重金属で、汚泥等を原料とした肥料に含まれるおそれが高い。

独立行政法人肥飼料検査所 組織図



3. 独立行政法人農薬検査所

《農薬の特徴》

農薬は食料の安定的な生産に不可欠な資材
純度の高い新規の化学物質であり、品質は安定しているものの強い毒性
食品に残留する農薬の摂取等により人の健康に重大な影響を及ぼすおそれ

《政策課題》

食品の安全性の確保
農産物の安定供給
農薬検査の国際調和

《国が果たすべき役割》

安全性が確認されていない農薬の製造防止
農薬の安全な使用の確保
農薬GLP制度の着実な実施、OECD等の国際会議への参画

《社会情勢の変化》

無登録農薬問題やBSE発生を契機
にした食品の安全性に対する国民の
関心の高まり
9割の人が「農薬」に不安
(国政モニター調査)

《農薬に関する制度改正》

1. 農薬取締法の改正
マイナー作物の農薬登録の促進が急務
2. 食品衛生法の改正
残留農薬基準が18年5月にポジティブリスト化(既登録農薬を含む全ての農薬について暫定基準を設定し、一定期間内に評価)

《事務・事業の内容》

農薬の登録検査

- ・農薬の安全性に関わる膨大な試験データについて検査・評価
- ・農家等に遵守が義務づけられている農薬使用基準案を策定
- ・農薬登録情報の提供

立入検査等の実施

- ・製造者等に対する立入検査を実施

国際調和に係る業務

- ・登録申請データの信頼性確保のための農薬GLP査察
- ・農薬検査の国際調和に対応するため、OECD等の国際会議への出席

《業務の特性》

国の責務・守秘義務

- ・食品の安全性に大きな影響を及ぼす農薬の安全性確保のため行われる厳格な検査であり、国の許認可に直結
- ・登録申請データは製造方法、補助成分の配合、製造工程等の企業秘密であり、秘密を厳守することが不可欠

被検者の理解・協力

無通告で製造場等への立入検査を実施し、サンプルを集取

緊急時の対応

緊急時には、迅速に、農家段階を含めて幅広く検査を実施し、問題となる農薬の出荷・使用禁止を指示

国際的な信用

- ・欧米主要国においても農薬登録は公務員が実施
- ・優良試験所規範（GLP）は、OECD加盟国間で国の機関が相互査察
- ・OECD等の国際会議において、科学的・技術的な作業・交渉に積極的に参画し、我が国の意見を反映させる必要

《施設・職員の特徴》 登録検査時に毒性、残留性等のデータを的確に評価し、栽培現場の実情を踏まえた使用基準を策定するため、化学から栽培現場の実態まで幅広い分野の専門的知識や実際の検査経験を有している。

（職員の約9割が検査に従事）

特定独立行政法人の形態を維持する必要

《食の安全・安心のための業務は国民・関係者の信頼を得ることが不可欠》

- ・ 国の責務である食品の安全性を確保するための業務を専ら実施する機関
- ・ 特に、緊急時には幅広い対象者（製造者から農家まで）の理解と納得の下、迅速に検査を実施しなければ、有害物質が残留した農作物が流通
 - 国民の健康に重大な影響
- ・ 特定の企業との関係を持たない国家公務員により厳格・中立な検査が行われることが、消費者からも求められている

→ 食の安全・安心を損ねるおそれのある見直しは、国民の納得が得られない。

《国際的な信用性の確保》

- ・ 登録申請データの作成方法（テストガイドライン）の統一等、農薬検査の国際調和を推進
- ・ 農薬検査の国際調和を図るための国際会議は、農薬検査を行う各国の公務員が作業を分担するとともに、公式・非公式の打合せを重ねて成果を得るもの。

見直しを検討する事項

制度改正に迅速に対応するため、資源の集中を図りつつ、以下の事項を検討

- ・ 分析技術の高度化などによる検査精度の向上、検査時間の短縮等**効率化・合理化**
- ・ 試薬の調製等の**作業のアウトソーシング等**を検討

《緊急立入検査の事例》

平成14年8月

44都道府県において無登録農薬の販売・使用の事実が判明したため、農薬検査所は販売者、農家等に対する緊急立入検査(104件)を実施。

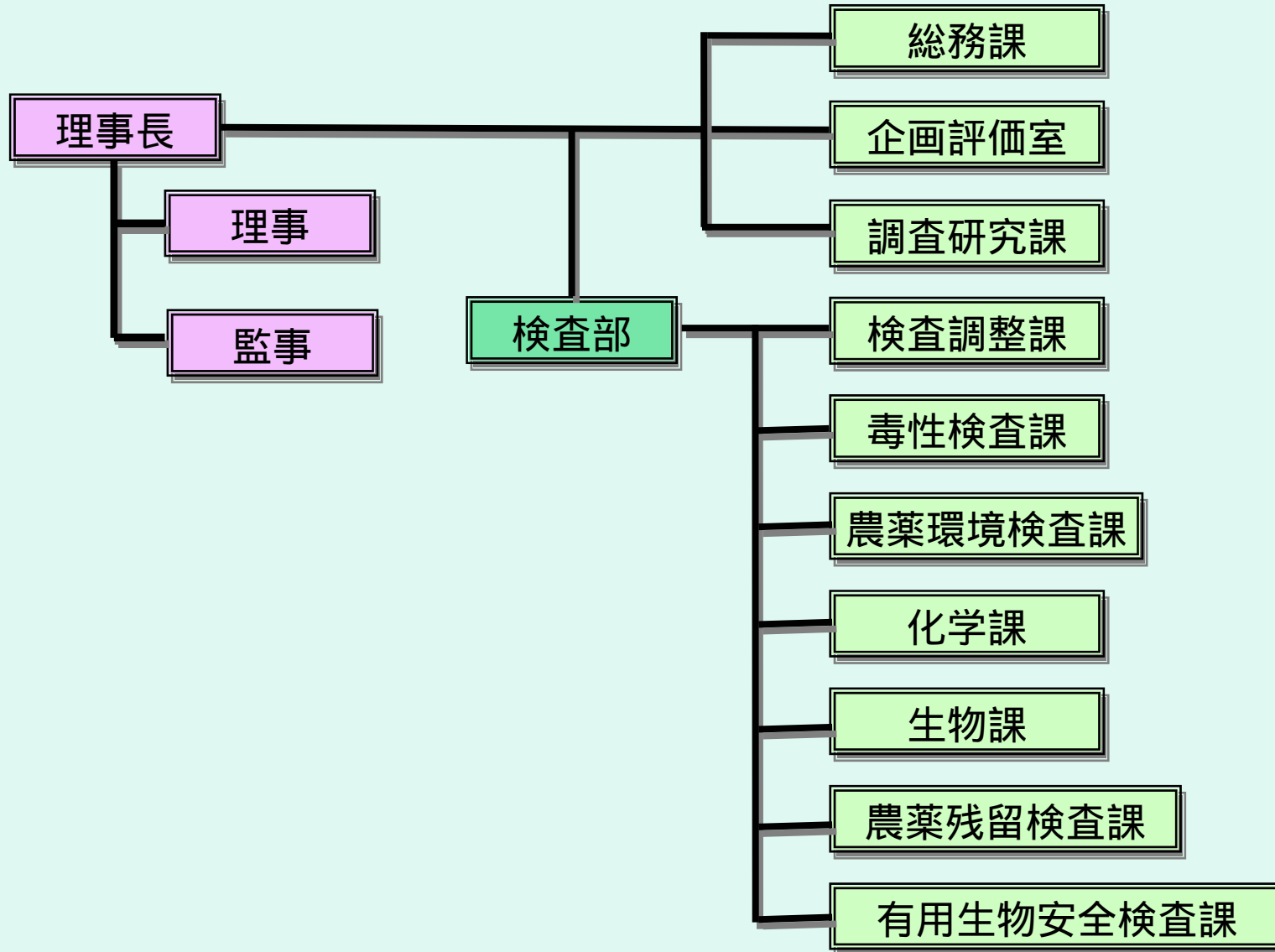
無登録農薬を集取、分析し、発がん性物質を含む化学物質を速やかに特定。

果樹(梨、りんご)を中心に7,100トン(16億円分)を廃棄することにより、有害物質が残留する農作物の流通を防止。

無登録農薬がこれ以上使用されることがないように、

- ・販売者に対し販売禁止命令、厳重な密閉保管を実施。
- ・使用者に対し、未使用農薬の回収、廃棄を指示。

農薬検査所組織図



4. 独立行政法人種苗管理センター

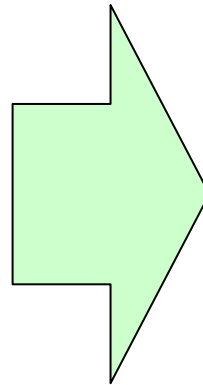
政策課題

知的財産の保護・活用

食料の安定供給

我が国農業の競争力の
強化

食の安全・安心の確保



国が果たすべき役割

優良な植物新品種の
適切な保護

育成者権の侵害対策の
支援

適正な表示を通じた
優良種苗の流通の確保

優良種苗の安定供給

農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

《事務・事業の内容》

農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

- ・ 植物新品種である出願品種を栽培し、品種登録の要件を確認するための特性を調査
- ・ 審査の専門家として国を代表し、国際会議に参画

「育成者権」の侵害対策

- ・ 「品種保護Gメン」による、植物新品種の「育成者権」侵害に関する相談、情報収集・提供、実態調査

《事務・事業の特性》

- ・ 出願品種の審査として、知的財産権である「育成者権」の付与に関わり、植物新品種という企業秘密を扱うため、中立公正性・守秘義務が必要
- ・ 植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV)の加盟各国とも、国の機関がDUSテスト(栽培試験による品種登録審査)を実施し、「育成者権」を付与

農作物の種苗の検査

《事務・事業の内容》

指定種苗の集取・検査

- ・ 流通段階の種苗を集取し、表示内容や、発芽率、純度等の品質を検査

カルタヘナ法に基づく立入検査等

- ・ 遺伝子組換え生物の使用場所への立入検査

国際種子検査規程に基づく種子検査・公的証明書発行、ECとの協議に基づく輸出野菜種子の公的管理

《事務・事業の特性》

- ・ 指定種苗の集取・検査は、罰則等の行政処分につながる「公権力の行使」であり、集取の秘匿性が必要であるため、中立公正性・守秘義務が必要
- ・ 国際種子検査協会(ISTA)から、病害検査を含む承認を得た唯一の承認検査所として、国際基準に基づく検査を実施。種子の輸出入には、承認検査所の証明書が必須

ばれいしょ、さとうきび等の原原種生産・配布

《事務・事業の内容》

優良種苗の増殖に必要な、健全無病な原原種等(元だね)を安定供給

全国的な需給調整により、需要に見合った原原種を確実に配布

《事務・事業の特性》

- ・ 増殖率が低く病害虫に侵されやすいため、植物防疫法に基づく唯一の国内検疫植物であるばれいしょ原原種を自ら検査・生産する必要
- ・ 種ばれいしょの厳格な国内検疫は、WTOのSPS協定(衛生植物検疫協定)で認められており、欧州・米国でも同様の管理体制を整備

栽培試験を国家公務員が行う必要性

種苗管理センターの役割

1. 知的財産権に関する審査

国が統一基準の下、**中立公正に行うべき事務**（特許審査は国が実施、UPOV加盟各国とも栽培試験を国が実施）

育成者が開発した「商品」であり、**企業秘密**であるため、**強い秘密保持が必要**（育成者は国以外の実施を忌避）

2. 条約の枠組みに沿った審査体制の構築

政府の正式な代表者としてUPOV会合に参画し、**我が国の意見を反映させる必要**

我が国が中心となり、**アジアの審査・手続の統一化、制度の整備・拡充が必要**

3. 育成者権の侵害対策

国家公務員による監視自体が侵害抑止効果を発揮、私人同士の侵害調査は、**中立公正に行い、情報漏洩を防ぐ必要**

税関輸入検査で、**輸入禁制品の照会**があると、**ただちに品種類似性試験を実施**

非公務員化による問題

国家公務員が行うことにより、**問題の発生を回避し、懸念を払拭**

育成者の信頼低下

情報漏洩による**育成方法の模倣、不法増殖**

不適切な登録による、**権利関係の齟齬や新品種の質の低下**

条約機関や各国の**信用低下**

アジアでは、**対等の扱いを受けなくなり、国益を損なうおそれ**

権利者・調査対象の**信頼低下**

情報漏洩による侵害品の隠匿、誤情報により、**調査を裁判の証明データに活用できない**

情報漏洩により偽装や迂回輸入されると、**税関の水際取締りが適切に行われなくなる**

国民生活や社会経済への影響

国家戦略への影響

知的財産基本法を制定し、知的財産の保護・活用を進める中、品種登録制度の運営に支障を生じるのは重大問題

消費者や産地への影響

出願が年々増加する中、**質のよい、消費者ニーズにあった農林水産物の供給が損なわれる**

種苗法・関税定率法を改正し、権利侵害対策を強化する中、侵害物品が不法に輸入され、産地に重大な影響を及ぼす

育成者への影響

新品種の出願をちゅうちょし、開発された**優良な新品種の普及が遅延**

新品種の開発に要したコストを回収できず、**新たな品種開発への投資を阻害**

種苗検査を国家公務員が行う必要性

種苗管理センターの役割

1. 大臣の指示による強制検査

被検者が拒否できない、強制的な検査であるため、**中立公正に行う必要**
(主要先進国では、国や州の機関が法令に基づき種子検査を実施)

集取日時、対象業者等に関する情報について、**強い秘密保持が必要**

種苗の表示義務違反の情報を入手した場合は、**緊急に集取・検査を行う必要**

2. 国際的に調和のとれた検査体制の構築

政府の正式な代表者としてOECD、ISTAに参画し、**我が国の意見を反映させる必要**

国際流通物資である種子の品質証明では、**検査手法の国際統一・普及が必要**

非公務員化による問題

国家公務員が行うことにより、問題の発生を回避し、懸念を払拭

種苗業者の理解が得られず、違反種苗の流通防止が困難となる

情報漏洩による**違反種苗の証拠隠滅**のため、**悪質業者の取締りや処分が困難**となる

不正表示や低品質の種苗が流通し、異品種の播種や不発芽の発生、種苗への農業の不適正な使用のおそれ

国際機関の事務局や相手国との**信頼・信用力の低下**

種子検査手法の**統一化や普及が円滑に進まない**

国民生活や社会経済への影響

農業者・産地への影響

昨年、**種苗の表示義務違反事件が続発**し、監視の強化が求められるところ、**農業者の生産活動に著しい支障**

品種を統一し、産地全体のブランド化を進める中、**産地に重大な影響**を及ぼす

消費者への影響

質のよい、消費者ニーズにあった農産物の供給が損なわれる

農薬が適正に使用された種苗から生産された、**安全な農産物の供給が損なわれる**

緊急時対応の事例

栽培試験

平成15年12月、中国からの輸入畳表が、税関における輸入検査の際、いくさの登録品種から作られた「育成者権侵害物品」(輸入禁制品)であることが疑われたため、税関から依頼を受けた種苗管理センターは、ただちに品種類似性試験を実施。

本年、関税定率法を改正し、税関長からの「育成者権侵害物品」に関する意見照会制度を創設。輸入検査の際に意見照会を受けた種苗管理センターは、30日以内に試験結果を提出する必要。

種苗検査

昨年度は、計13件の緊急の集取・検査を実施。

平成16年9月、種苗管理センターが大手企業のS社から集取したキャベツ種子の品質検査を実施しようとしていたところ、同社が異なる品種名で販売したことが判明(表示義務違反)し、同社を厳重注意。異品種播種による産地被害は、数億円規模に拡大。

平成16年10月、レタス種子の生育異変の情報をもとに、種苗業者13社に対し、緊急に種苗管理センターが種子の集取・検査を実施。種苗業者名等の不表示が判明(表示義務違反)し、これら業者を厳重注意。

見直しの基本的考え方

法人組織の形態

- ・ 栽培試験、指定種苗の集取・検査等は、中立公正性・守秘義務が不可欠で、緊急時の対応が必要な場合があり、国民生活や社会経済への影響が大きいため、特定独立行政法人の形態の維持が必要。
- ・ 仮に国家公務員の身分が与えられない場合、適切な権利保護や種苗流通の適正化が困難となるとともに、国際的な信用を損なうおそれ。

業務・組織体制の見直し

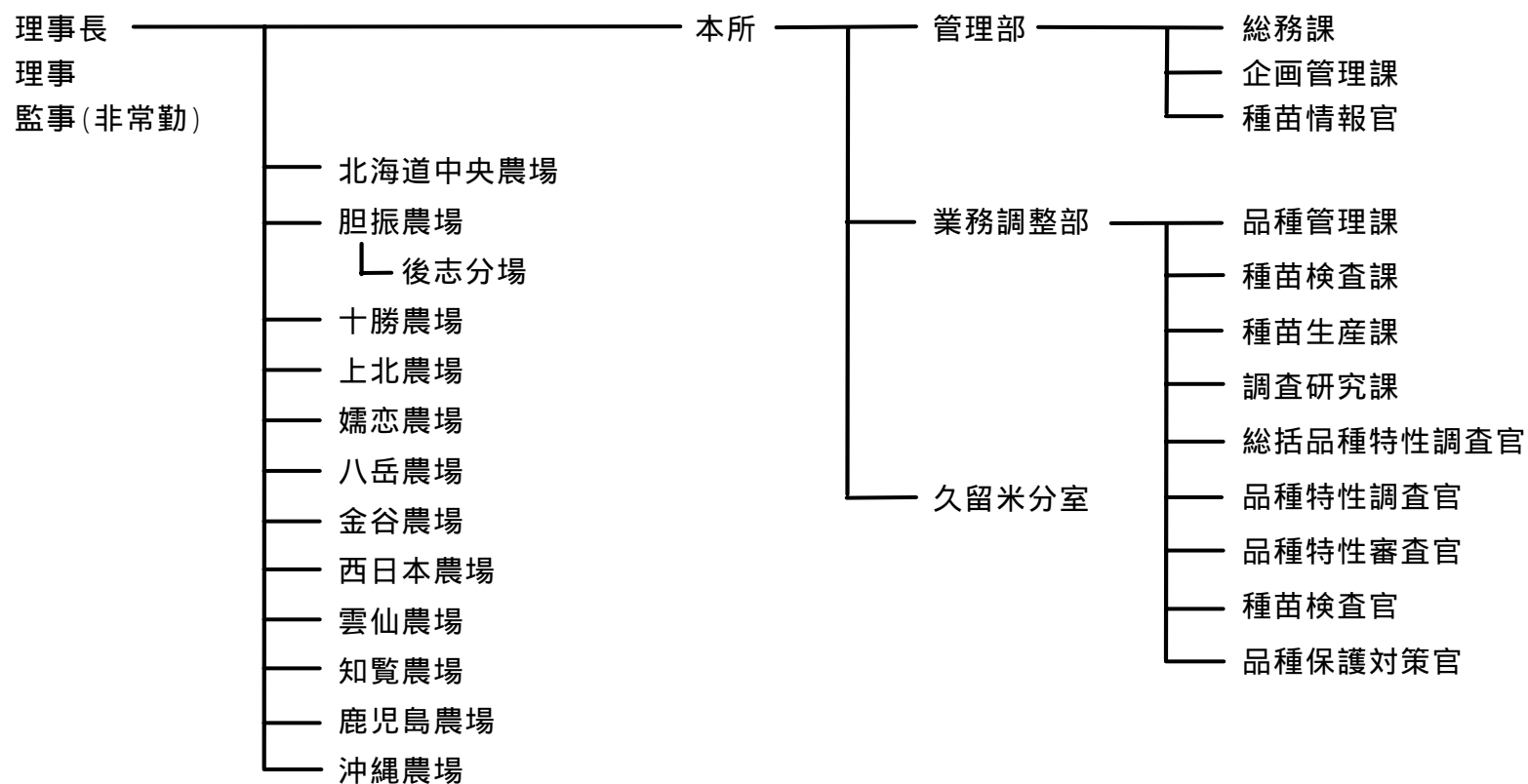
- ・ 栽培試験について、実施場所を9ヶ所から6ヶ所に集約化
 - ・ 種苗検査について、実施場所を4ヶ所から3ヶ所に集約化
 - ・ ばれいしょ原原種について、農場ごとの役割分担を推進
 - ・ 茶原種生産・配布の県、民間等への委託、移管等を検討
- これらの見直しにより、検査等業務(栽培試験・種苗検査)について、次期中期目標の期間において、原原種生産・配布を上回る組織体制に大幅に強化。

アウトソーシング

- ・ ほ場管理作業、情報システム管理等の段階的な外部委託を検討。

種苗管理センターの組織

種苗管理センターは、本所(つくば市)のほか、12農場、1分場、1分室で構成。



1 農場等の配置状況

本所(茨城県つくば市)、従たる事務所として12農場、1分場、1分室を設置。

2 農場等の配置の考え方

本法人の組織体制については、次の理由から、全国に農場を分散配置して各事務・事業を実施している。

栽培試験については、世界各地に原産地を持つ、**多種多様な出願品種について**、それぞれに**最適な立地条件**(暖地、温暖地、寒冷地といった自然条件や、温度の日較差や日照時間といった環境条件等)で**特性を調査し、正確なデータを得る必要がある**。

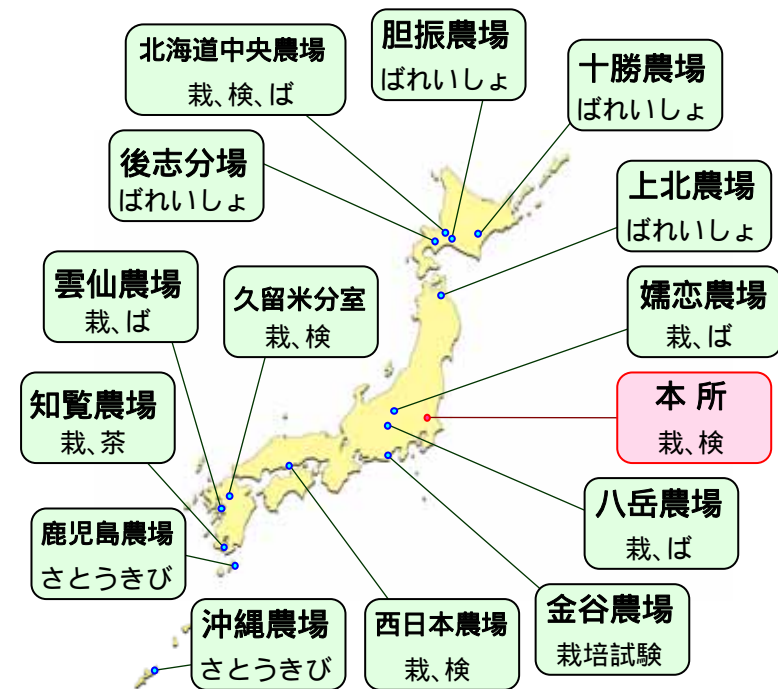
指定種苗の集取・検査については、迅速かつ機動的に**全国に散在する種苗業者へ出向き、種苗を集取る必要がある**。

ばれいしょ、さとうきび等の増殖に必要な種苗の生産及び配布については、

ア これらの種苗はウイルス病等の病害虫に感染すると防除不可能で、農業生産に大被害を与えるおそれがあるため、特に**厳重な管理が必要な原原種については、一定の面積を有する隔離ほ場での栽培が不可欠**である。

イ **同一品種を複数の農場で栽培すること等でリスク分散**することにより、台風や冷害などの気象変動による不作時や万一の病虫害の発生時も含め、**道県からの申請に見合った品種・量の優良種苗を確実に生産し、配布する必要がある**。

《農場等の配置状況》



農場等ではこれら業務のほか、調査研究、植物遺伝資源の保存・増殖を実施。

栽培試験

種苗法では、植物の新品種を育成した者の権利を保護し、品種の育成を振興するため、品種登録制度が設けられています。

種苗管理センターでは、この制度の根幹である出願品種が新品種であるかどうかを判定するための栽培試験を行っています。

また、品種保護対策官（通称：品種保護Gメン）を配置し、植物の新品種に係る育成者権の権利侵害対策（育成者権者等からの相談の受付及び助言、権利侵害情報の収集及び提供、品種類似性試験）を行っています。

我が国は、植物新品種の保護に関する国際同盟(UPOV)に加盟し、協調して制度を運用しています。

ハウセンカの特性調査

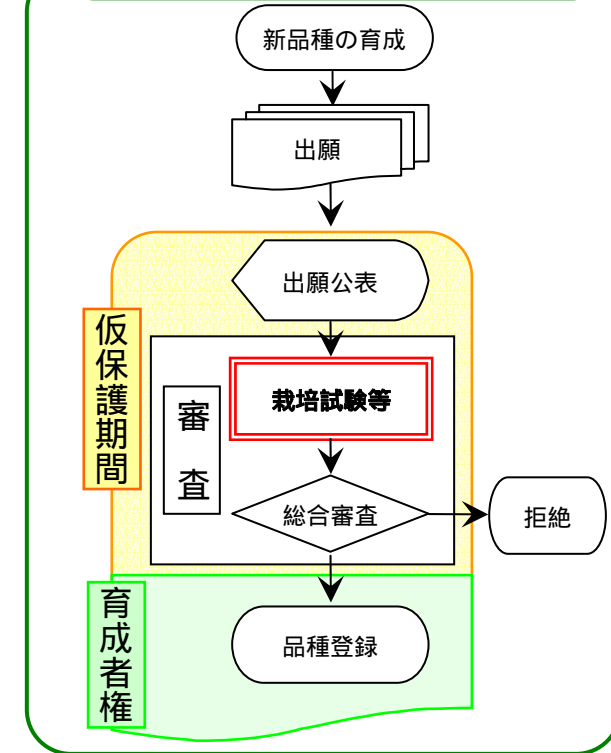


トマトの病害抵抗性検定

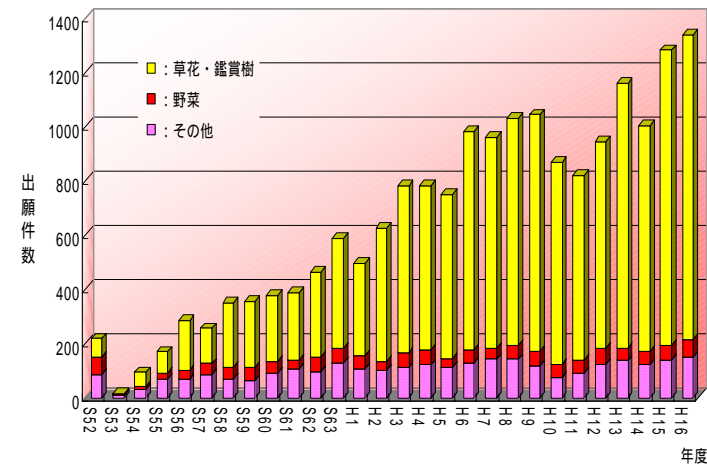


種苗管理センターでは、出願品種をほ場や温室で栽培し、既存の品種と比較しながら、形態的特性（大きさ、色、形等）及び生理生態的特性（病害抵抗性等）を調査しています。

品種登録制度の概要



品種登録出願件数の推移



種苗検査

種苗法では、特に重要な作物の種類を指定し、その種苗を販売するときに表示の事項を表示させるとともに、野菜種子の生産等に関して守るべき基準を定めています。

種苗管理センターでは、指定種苗の表示検査・種子の品質検査等を行い、種苗の適正な流通が行われるよう指導するとともに、種苗業者の依頼に応じ種子の品質証明書の発行を行っています。

また、カルタヘナ法に基づく立入検査等を行っています。

1 指定種苗制度に係る検査

表示検査、品質検査（発芽率検査、純度検査、種子伝染性病害検査、GMO種苗検査等）

2 カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）に基づく立入検査等

3 依頼による品質検査・証明

国際種子検査規程に基づく品質検査（発芽率、純潔種子率、含水率、種子伝染性病害、異種種子混入）と証明

4 EC向け輸出野菜種子の公的管理（輸出野菜種子の記録類検査、品種純度検査）

臭化メチルの使用禁止や種子流通の国際化に対応し、種子伝染性病害の検査、GMO（遺伝子組換え体）種苗の検査へのニーズが高まっています。

種子伝染性病害検査



GMO種苗検査



種苗管理センターは、我が国における国際種子検査協会（ISTA）の承認検査所の一つとなっており、国際種子検査規定に基づく検査、証明書の発行を行っています。

ISTA国際種子検査証明



流通種子の純度検査

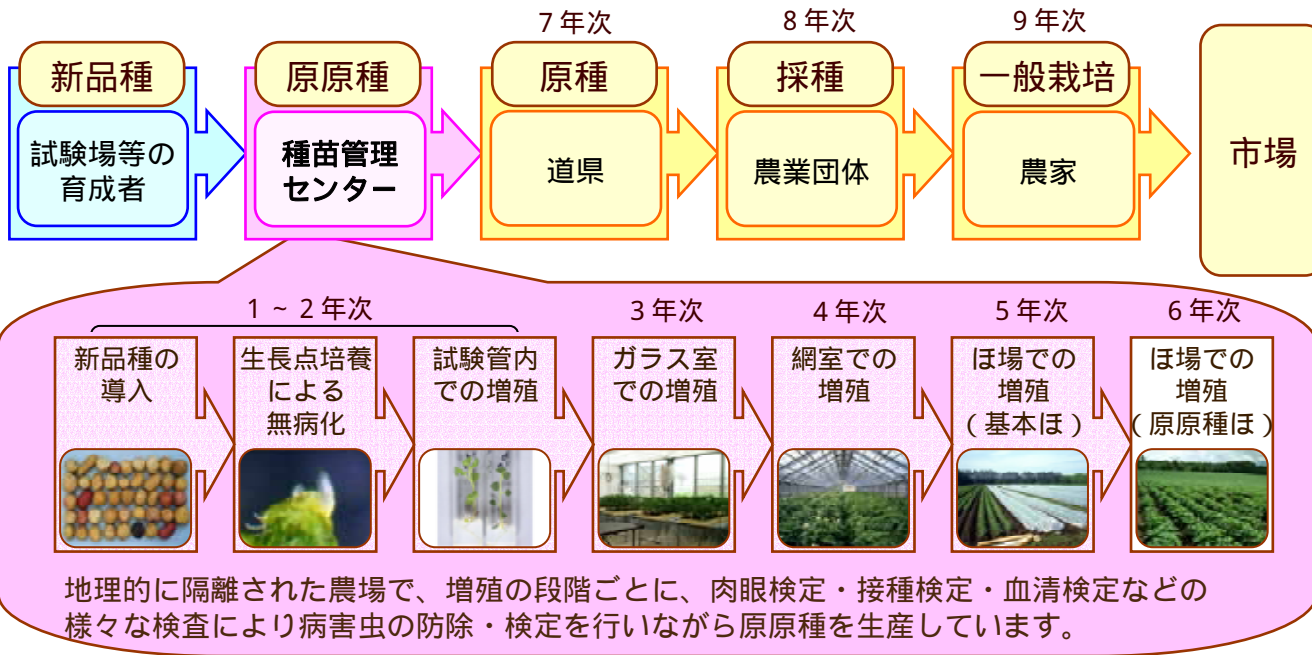


原原種等の生産・配布

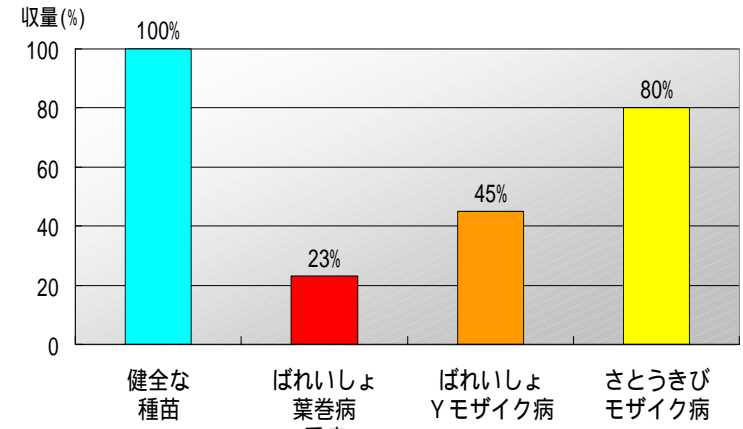
ばれいしょ、茶、さとうきびは重要な畑作物ですが、種苗増殖率が低い上、ウイルス病、細菌病等の病害が種苗により伝染して大きな被害をもたらしやすい性質を持っています。

種苗管理センターでは、種苗増殖の最も基礎となる健全無病なばれいしょ・さとうきびの原原種及び茶原種の生産・配布を行っています。

ばれいしょの種苗生産



ウイルス病による減収



昔から「苗半作」とよくいわれますが、病気にかかった種苗からは多くの実りを期待することはできません。

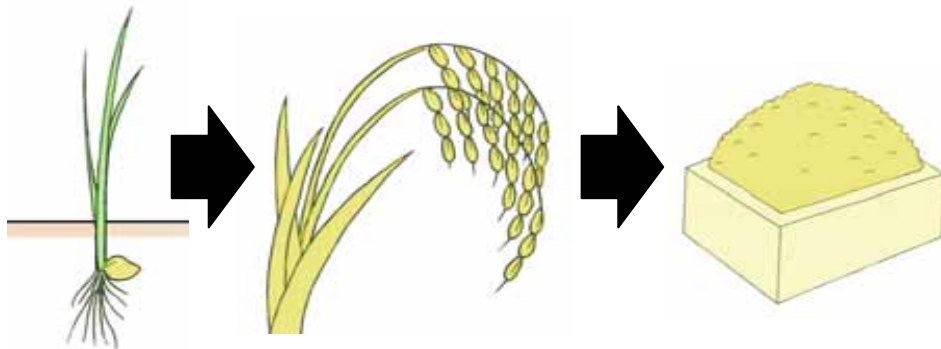


左:健全株 右:ウイルス罹病株

ばれいしょ、さとうきびの特殊性

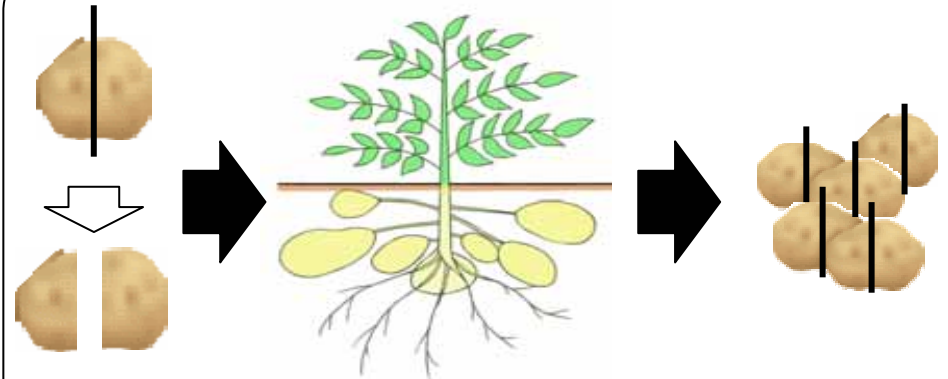
1. 種イモ等で増やす作物(栄養繁殖性作物)であるため、種子で増やす作物(種子繁殖性作物)より増殖率が低い

種子繁殖性作物 (稲)



稲は、1つの種子から約500個の種子をとることができる。

栄養繁殖性作物 (ばれいしょ)



ばれいしょでは、1つのイモを2個程度に分割して種イモとして利用。1株からとれる、種イモに利用可能なイモは5個程度であり、このため、1つの種イモからとれる種イモは10個前後にすぎない。

ばれいしょ、さとうきびの特殊性 その1

ばれいしょやさとうきびは、種子繁殖性作物と異なり、増殖率が10倍といちじるしく低いため、作物生産に必要な量のタネを確保するのに長い年月(約9年)を要し、このために必要なコストも大きい。

作物の繁殖方法(種子繁殖or栄養繁殖)は、それぞれの植物としての特性を踏まえて、もっとも適切な方法がとられており、新品種の育成もそれを前提として行われている。

このため、栄養繁殖性であるばれいしょ、さとうきびの場合、日本の気候では種子はできにくく、とれた種子を播いたとしても、品質にばらつきが出てしまって作物生産には適さない。

ばれいしょ、さとうきびの特殊性

2. ウイルス病やジャガイモシストセンチュウなどの病害虫に侵されやすい

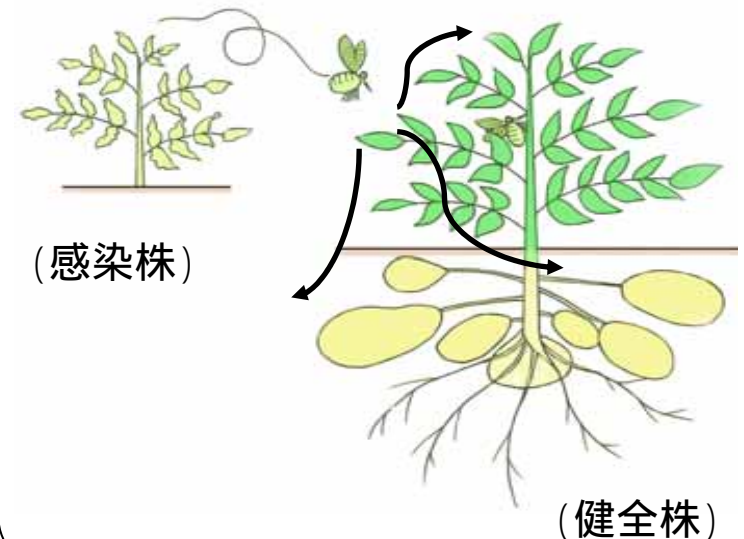
ウイルス病

・ ウイルス感染株から飛来したアブラムシが、健全株を吸汁することでウイルス感染し、ウイルスは道管・師管をとって、イモや茎を含む植物全体に拡大。感染株の収量は半減し、でんぷん量などの品質も大幅に低下。

・ ウイルスは、感染した種イモや種茎を通じて次世代に、さらに、アブラムシにより周辺にもまん延していく。いったんウイルスに感染すると、農薬などにより、その株からウイルスを除去することは不可能。

・ ウイルス感染した種イモや種茎を生産しないためには、ウイルスフリー株を育成した上で、隔離ほ場で栽培することでアブラムシの飛来を防ぎ、農薬散布を行い、継続的に検査する予防策が唯一の方法(エイズウイルスの特効薬がなく(対症療法が中心)、予防が最も重要なものと同じ)。

ウイルス病の感染経路



種子は種イモや種茎と異なり、ウイルスなどに侵されにくい環境で形成され、かたい種皮におおわれているため、種子自体が病害虫に侵されることは少ない。

線虫、カビ病

・ イモは地中にあるため、土壌中に住む線虫(数mmの寄生動物)や、カビなどに侵されやすく、これらを死滅させるには、土壌ごと薰蒸処理するしかないものの、広大なほ場では不可能であり、いったん線虫が侵入してしまったほ場は、20年以上にわたって使用不可能。

・ 土や種イモで広がる線虫の被害を防ぐには、外部からの侵入防止策(立入制限、自動車の洗浄等)が徹底された隔離ほ場で栽培し、継続的に検査する予防策が唯一の方法。

ばれいしょ、さとうきびの特殊性 その2

ばれいしょやさとうきびは、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウなどの病害虫に侵されやすく、その対策は、侵入防止策が徹底された隔離ほ場で栽培し、継続的に検査を行うといった予防策が唯一の方法。このため、とくに厳格な管理の必要な原原種生産については、国際的にも国が責任を持って行うのが常識となっており、また、専門の施設や人員が不可欠。

ばれいしょ原原種生産農場(隔離ほ場)における病害虫の侵入防止対策

周辺での飛来源の作付自粛

周辺地域に対し、アブラムシ等の飛来源となるばれいしょの作付自粛の協力を依頼。

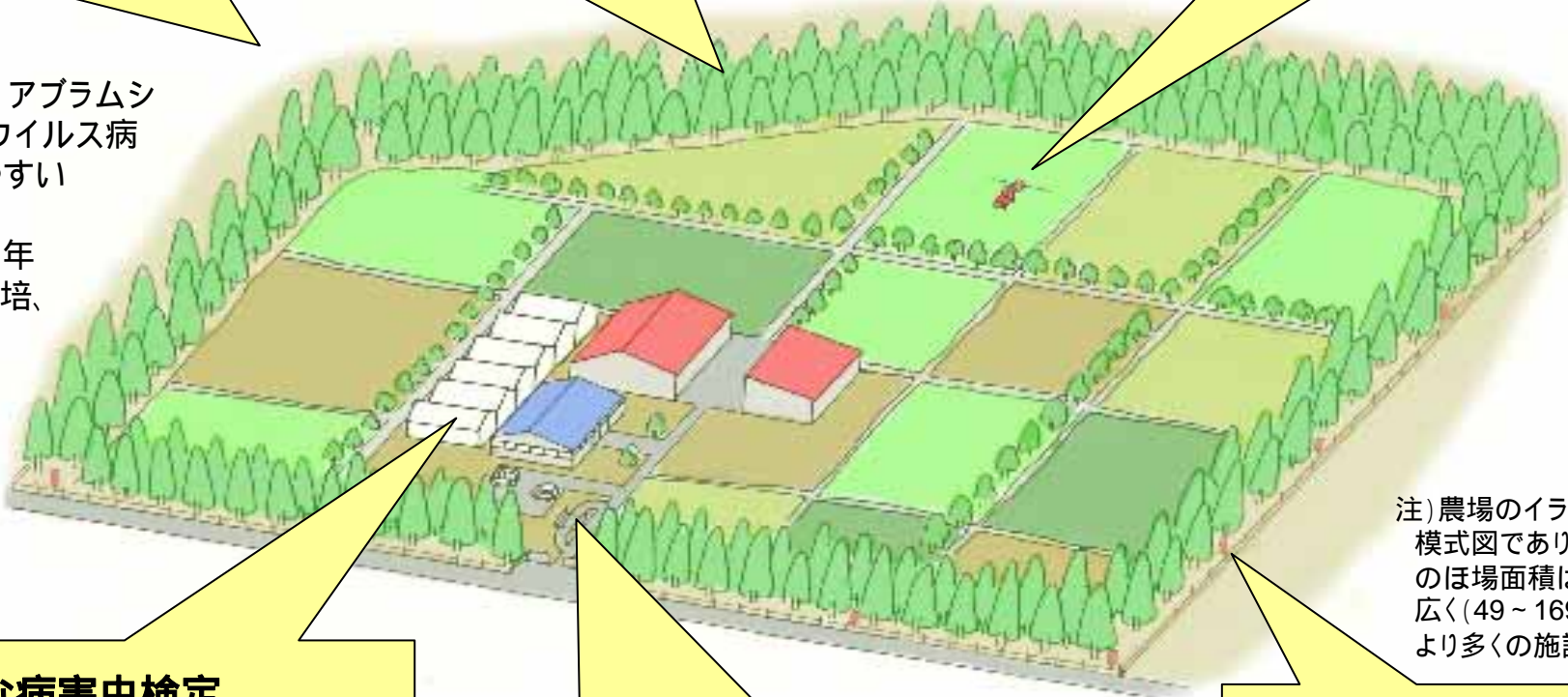
防虫林の設置

防虫林の設置により、ほ場を周囲から隔離し、ウイルス等の病害を媒介するアブラムシ等の飛来を防止。

病害虫駆除の徹底

定期的な農薬散布を徹底し、万一のアブラムシ等の病害虫の侵入に対処。

- これらのほか、
- ・ 農場については、アブラムシの発生が少なく、ウイルス病の病徴が発現しやすい冷涼地に設置。
 - ・ 農作業面では、5年輪作、塊茎単位栽培、早熟栽培、早期茎葉処理等により、病害虫の発生予防を徹底。



注)農場のイラストは模式図であり、実際のは場面積はさらに広く(49~169ha)、より多くの施設がある。

厳格な病害虫検定

無病性を確認するため、組織培養、ガラス室、網室、基本ほ、原原種ほの各段階で、抗血清や電子顕微鏡等を用いた厳格な病害虫検定を実施。

車両洗淨施設の設置

敷地入口に車両洗淨施設を設置し、車両に付着した土を経由したジャガイモシストセンチュウ等の病害虫の侵入を防止。

外部からの立入制限

立入禁止の看板やフェンスを設置し、職員以外の立入を制限。

ばれいしょ、さとうきびの特殊性

3. ばれいしょは、植物防疫法上、特別な位置づけの植物

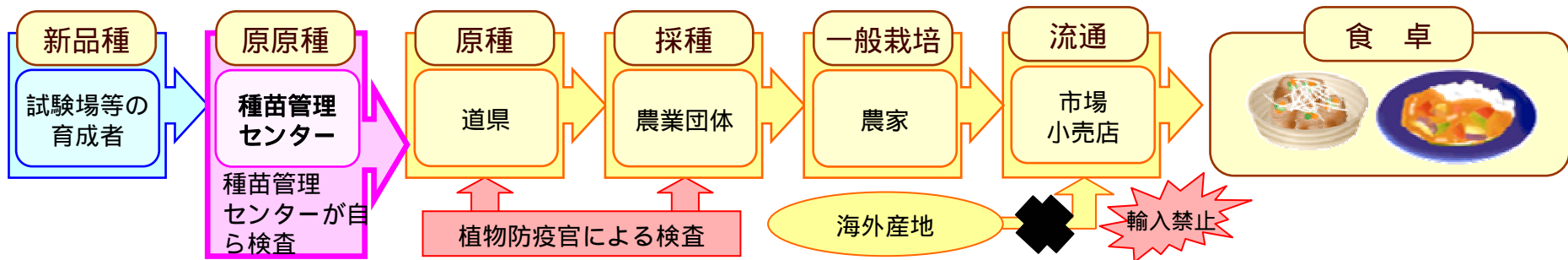
ウイルス、カビ、線虫など、植物にとって有害な動植物がまん延すると、農業生産、さらには食料の安定供給に重大な支障を及ぼすおそれ。このため、植物防疫法に基づき、国は輸入植物や国内植物の検疫を実施し、有害動植物のまん延を防止。

国内検疫

- ・ ばれいしょは、病害虫による被害がとくに甚大で、また、増殖率が低く、必要量の種イモを確保するのに長い年月を要するため、植物防疫法は、国内検疫を行う唯一の植物として、ばれいしょを「指定種苗」に定め、種イモの栽培中に植物防疫官による検査を義務づけ。
- ・ 種苗管理センターは、大臣の定める基準に従って自ら検査することにより、植物防疫官による検査の適用除外となっている。

輸入検疫

- ・ ばれいしょの主産地であるアメリカ合衆国、ヨーロッパ等は、ばれいしょの重要病害虫の発生地域であるため、植物防疫法は、これら地域のばれいしょを「輸入禁止品」に指定。
- ・ このため、国内で流通する種イモや生鮮ばれいしょは、ほぼ全てが種苗管理センターが生産した原原種をもとに生産されたもの。



ばれいしょ、さとうきびの特殊性 その3

ばれいしょは、病害虫のまん延を防ぐため、輸入や種イモの生産が厳しく規制されており、ばれいしょの安定供給のためには、種苗管理センターがそのおおもとなる、健全無病な原原種を確実に生産することが重要。

5. 独立行政法人家畜改良センター

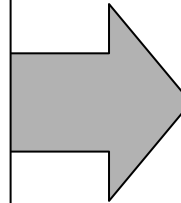
政策課題

畜産物の国際競争力の強化

食料自給率向上

動物由来感染症のまん延防止やリスク軽減

畜産物の安全・安心の確保



国が果たすべき役割

国内畜産農家の生産性向上
国際的に競争できる品質や生産性を備えた種畜の安定供給

自給飼料の増産及び家畜等の飼料利用性の向上
国産種苗の安価で安定的な供給、飼養管理技術の改善

国内において種畜・種苗から畜産物までを一貫して供給する体制の構築

畜産物の生産から流通等にわたる情報の消費者への提供と理解の醸成

〈事務・事業の内容〉

家畜の改良、増殖（家畜改良増殖法）

- ・全国規模で乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊等の選抜・改良と種畜や精液等の供給
- ・全国同一基準による遺伝的能力の評価・公表

種畜検査（家畜改良増殖法）

- ・種畜検査、種畜証明書の発行
- ・農林水産大臣の要請に基づく立入検査

牛個体識別業務（牛肉トレーサビリティ法）

- ・牛個体識別台帳（データベース）の管理、情報提供
- ・BSE発生時における関連牛の緊急検索

飼料作物種苗の生産及び配布（飼料増産計画）

- ・品種改良された種子の一次増殖

飼料作物種苗に係る検査・検定 （種苗法、カルタヘナ法）

- ・飼料作物の指定種苗の集取・検査
- ・遺伝子組み換え飼料作物に関する検査等

OECD種子品種証明業務

- ・輸出用種子にかかる各種検査と品種証明書の添付

〈事務・事業の特性〉

家畜の改良、増殖

多種の家畜について、多様な気象等の環境条件に合った優良な種畜を作出するため、**全国に展開した現場と長期にわたる選抜・改良の期間が必要。**

種畜検査

種畜検査は、公権力の行使を伴う業務であり、**伝染性疾患及び遺伝性疾患の伝播を防ぐため、財産権を制限する極めて強い国の措置。**

牛個体識別（牛トレーサビリティ）

食品の安全に関する**国民からの絶対的な信頼を得るためには、高い専門性、中立性、公平性及び秘匿性を担保できる組織**が当該業務を担う必要。

飼料作物種苗の生産及び配布

開花・結実期に雨の多い我が国の気候特性や脱粒が多いため種子の収量が少ないこと等から生産のリスクが高く、収益性が低いため、民間では実施が困難。

飼料作物種苗に係る検査・検定

種苗業者に立ち入って種子の集取・検査を行う等、公権力の行使を伴う業務であり、不適格と判断された場合は、**販売を禁止するなど社会的な影響**が極めて強い国の措置。

OECD種子品種証明業務

種苗業者等が増殖のために海外へ種子を輸出する場合には、OECD種子品種証明制度に基づく検査・品種証明書の添付を行っており、これは**制度として政府の責任。**

法人の事業を国家公務員が行う必要性

家畜改良センターの役割

1 牛肉トレーサビリティ法に基づく業務

(1) 個体識別番号の正確な伝達と表示

家畜の生産から流通に至るまでの個人情報を含むデータ処理には、高い専門性、中立性、公平性と高度な情報管理が求められる。

(2) BSE陽性牛と関連牛を市場から隔離

国からの要請により、関連牛の検索結果を報告できるよう、常時、緊急対応可能な体制整備と秘匿性が求められる。

2 種畜検査

伝染性疾患等の伝播を防ぐため、検査不合格のものは利用を制限するといった極めて強い国の措置であり、公権力の行使に当たっては、高い専門性、中立性、公平性が求められる。

3 遺伝的能力評価

家畜の価値に直接影響を及ぼすものであり、種畜の生産者及び利用者双方から、高い専門性、中立性、公平性と高度な情報管理が求められる。

非公務員化による問題

緊急時の迅速な対応や同法で求められている同居牛等の正確な個体識別番号の伝達と表示が困難になる。

農家等牛の飼養管理者の理解・納得・信頼が得られなくなることにより、情報の提供に支障をきたす。

食品の安全に対する消費者の信頼を著しく損なう。

受験者と種畜利用者の双方からの理解・納得・信頼が低下することにより、制度の適正な運用が図られなくなる。

公表データの信頼・信用力の低下による、協力体制が崩壊し、遺伝資源の活用が困難となる。

国民生活等への影響

我が国におけるBSE清浄化が遅れ、BSEのまん延による食品の安全性に対する不安が増大する。

食品の偽装表示や不適切な処理が発生する。

畜産物の消費の減退や牛肉の生産・流通が混乱する。

伝染性疾患や遺伝性疾患のまん延により、畜産物の生産流通が混乱し価格が高騰する。

食品の安全性に対する消費者の不安が増大する。

家畜の改良が停滞し、家畜の生産性の低下による畜産物の生産コスト及び消費者価格の上昇や品質の低下が起こる。

業務を効率的かつ高いレベルで維持するためには、家畜改良業務における技術的専門性を相互に活用し、一体的に実施することが不可欠。

見直しを検討する事項

重点化

- ・ 家畜改良増殖業務は、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏に重点化。
- ・ 飼料作物種苗の生産・配布については、新品種及びニーズの高い品種へ重点化。

外部化

家畜管理、飼料生産及び種苗生産ほ場の管理における単純作業については、現員を活用することを基本として、退職者の状況を踏まえ段階的に外部委託。

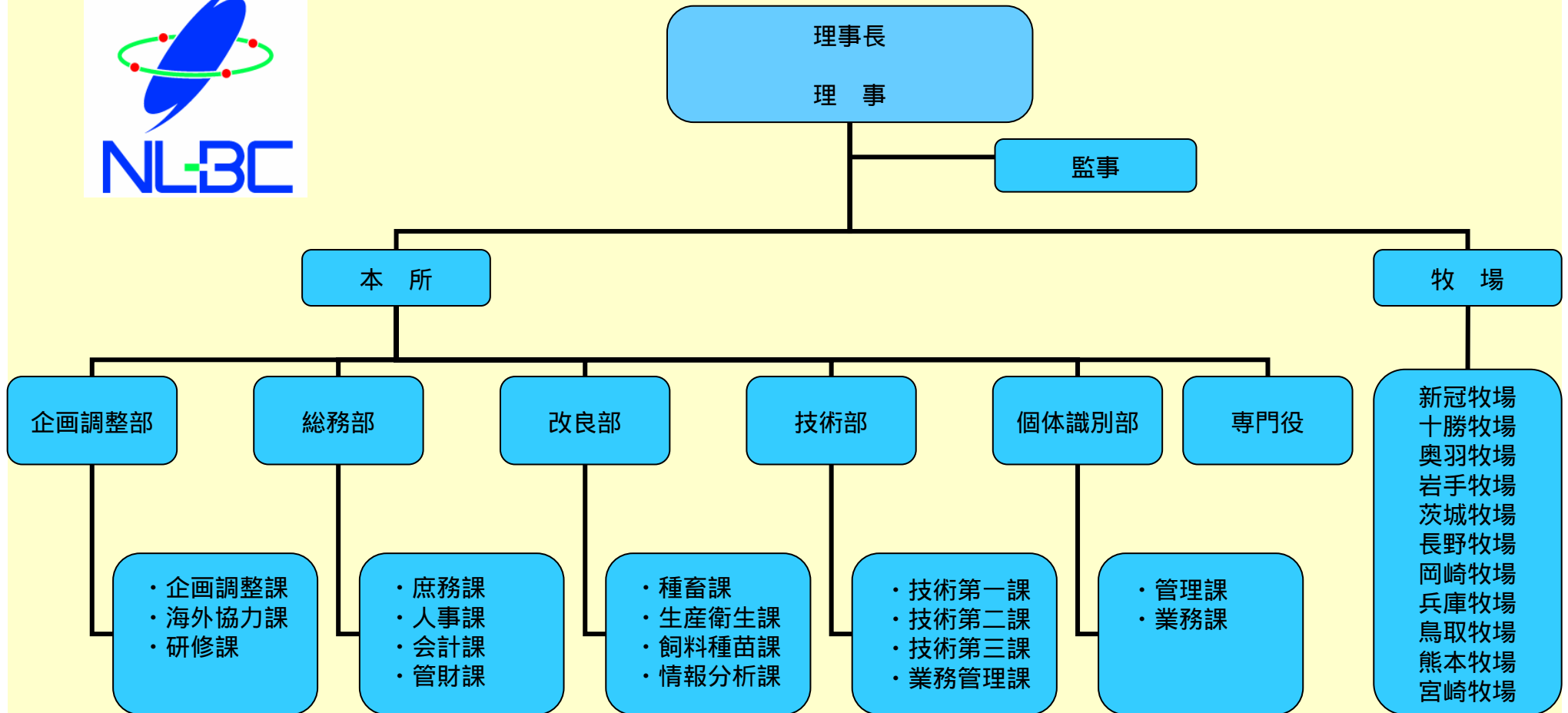
スリム化

- ・ 現行の1本所11牧場体制の下、一般管理部門については、業務のあり方を見直して効率化。
- ・ めん羊、山羊、実験動物等については、民間を中心とした種畜供給体制の構築も視野に検討。

組織の形態

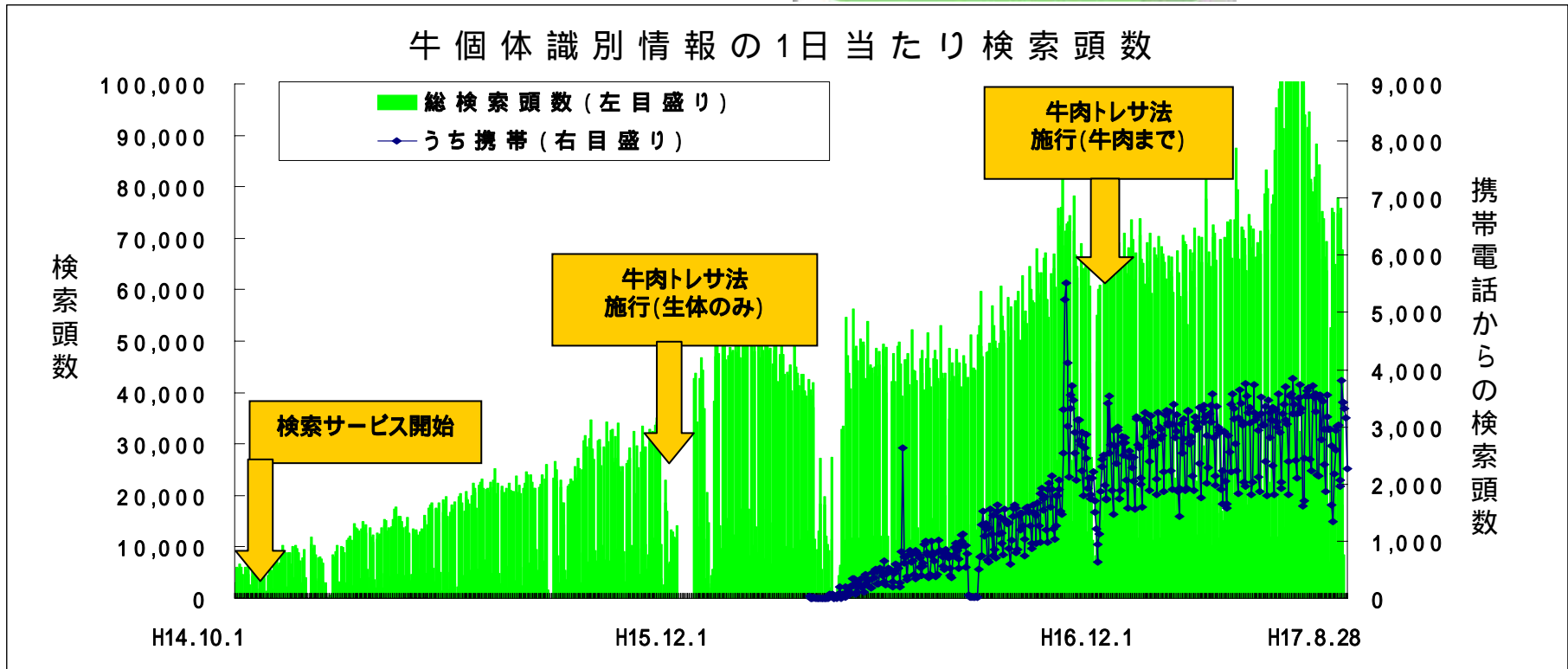
公権力を行使するとともに、中立性、公平性及び秘匿性を前提とした業務や食品の安全に関する業務を実施するためには、今後とも、特定独立行政法人の形態を維持する必要。

家畜改良センター組織図



安全で消費者に信頼される畜産物の安定供給のために ～ 家畜改良センターが担っている業務 ～

牛個体識別 (牛肉トレーサビリティ)



牛個体識別業務

～牛個体識別情報の作成から提供まで～

生産者等

届出

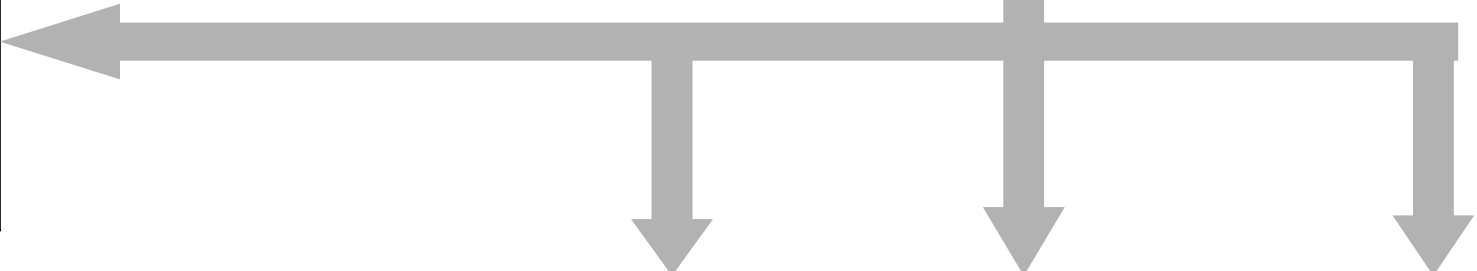
家畜改良センター

職権による
記録・修正・消去

牛個体識別台帳

個人情報を含む
約1,000万頭分の
データを蓄積

BSE関連
牛緊急検索



消費者

販売業者

流通業者

- 生産関連情報の付与
 - 適切な産地表示
 - 擬似患畜の移動阻止
- 安全で信頼される畜産物の提供



検索頭数：約8万頭/日

安全で消費者に信頼される畜産物の安定供給のために ～ 家畜改良センターが担っている業務 ～

畜産新技術を活用した家畜の改良増殖



生体卵子吸引技術



豚受精卵移植技術



特殊な機械による種子の収穫



オーチャードグラスの採種ほ場

種畜検査



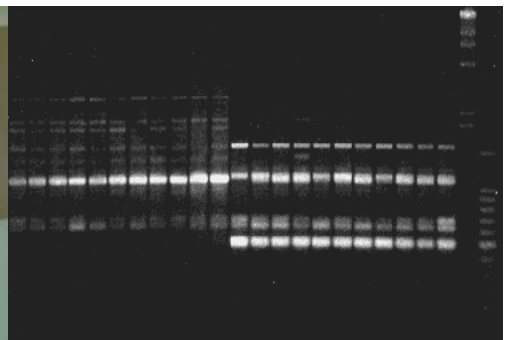
遺伝的能力評価



飼料作物種苗に係る検査・検定



混入した雑草種子の同定



DNA分析による品種特定

当該法人の業務は、優秀な家畜の普及、飼料作物の優良な種苗の供給を確保するため、それぞれの業務で培った高い専門的技術を相互に活用し、中立性、公平性及び秘匿性を担保することが必要不可欠。



6. 独立行政法人林木育種センター

林木育種センターの事務・事業について

林木の新品種の開発と配布

優良な新品種の開発

- ・ 成長・材質の優れた品種
- ・ 病虫害、気象害に強い品種
- ・ 花粉症対策品種
- ・ 地球温暖化防止対策に係る品種

原種の保存及び都道府県等への配布

- ・ 開発した新品種の増殖用原種の配布

林木遺伝資源の収集・保存

絶滅危惧種、枯損の危機に瀕している林木等の遺伝資源の収集・保存

林木遺伝資源の特性評価

- ・ 保存している林木遺伝資源について、成長、形質、病虫害・気象害抵抗性などの特性を評価

海外への林木育種技術協力

海外樹種への応用技術開発・技術移転

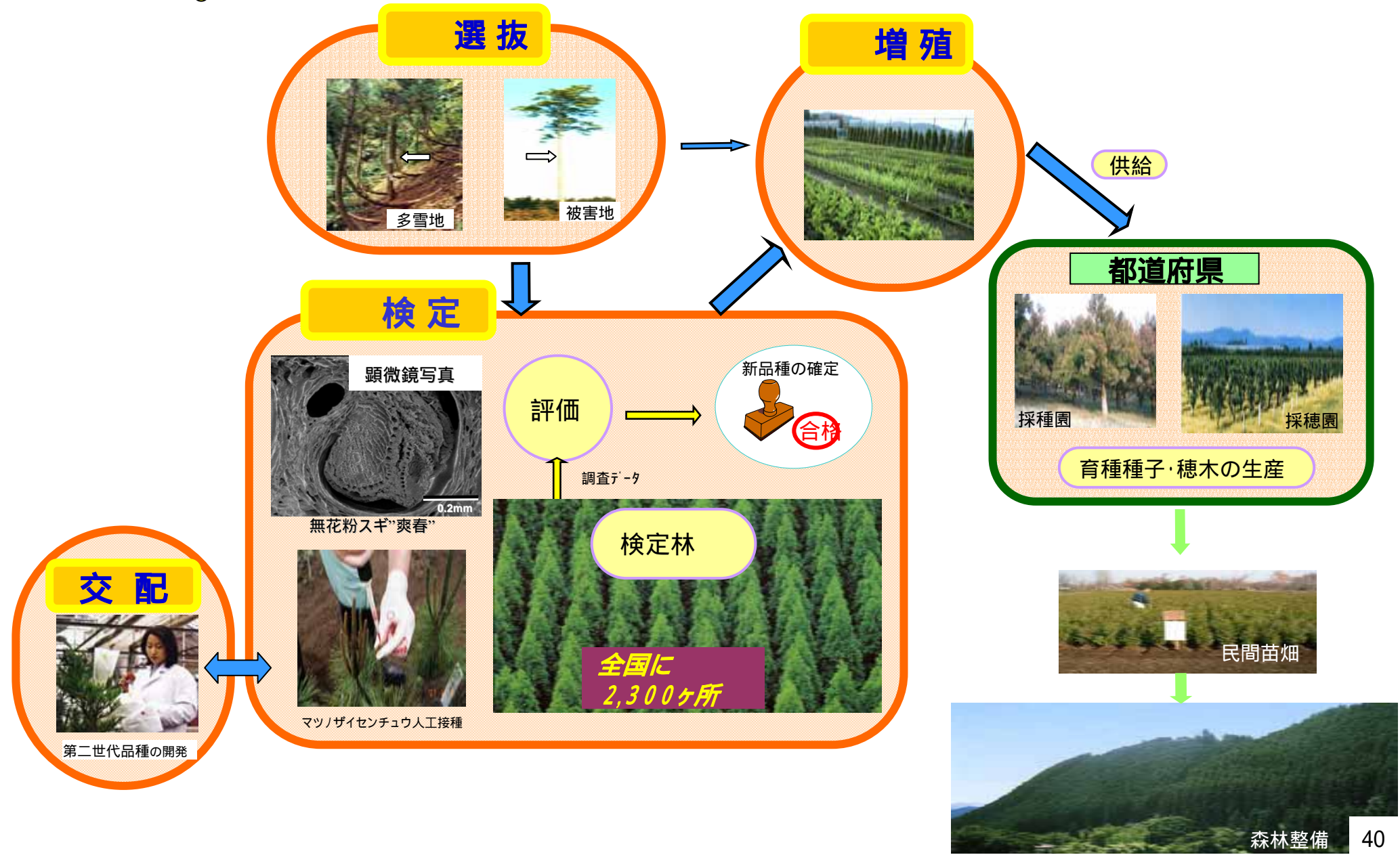
- ・ 熱帯産等樹種のクローン増殖技術等の開発
- ・ 専門家の派遣
- ・ 開発途上国からの研修員の受け入れ

森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林の整備の推進
生物多様性の保全(生物多様性国家戦略の遂行)
地球温暖化や森林消失等地球的規模での環境問題への取組

国土・自然環境の保全、安全・快適な国民生活の確保



林木の新品種開発の流れ





これまでの業務の成果

開発した新品種 1,400品種



花粉の少ないスギ品種

成長・形質に優れた品種: 230品種

花粉の少ないスギ等品種: 110品種

病虫害抵抗性品種: 270品種

気象害抵抗性品種: 280品種

材質に優れた品種: 230品種



マツノザイチュウ抵抗性品種 (左)と普通の品種(右)

4年間に3万本の原種を都道府県等へ配布

収集・保存した遺伝資源

国内	3万点
海外	180点



ヤクタネゴヨウ (絶滅危惧種)

絶滅に瀕している種等: 500点

巨樹・銘木等: 1,000点

新品種開発の材料として価値の高いもの: 28,000点



海外遺伝資源: 180点

国指定特別名勝「天橋立」の「阿蘇の松」

事務・事業の特性



林木の新品種の開発と配布

成果を得るため超長期間(40～50年)を必要

広大な事業用地の確保と長期間の維持が不可欠であり、大きな投資が必要

原種の生産・配布を行う我が国唯一の機関

配布に当たっては、公平・中立な立場の保持、森林所有者等の理解が必要

林木遺伝資源の収集・保存

収益性が見込まれないこと

所有者の同意を得つつ、自然の樹木の状態のままで保存し、長期にわたりその特性を見極める必要

海外への林木育種技術協力

相手国政府からの信頼を得ることが必要

業務の重点化



花粉症対策、温暖化防止対策品種の開発・普及

病虫害抵抗性など健全な森林の育成のための品種の開発・普及

絶滅危惧種等の遺伝資源の収集・保存

産学官の連携強化による効果的・効率的な業務の推進



地方組織(育種場)について

我が国の森林は、亜寒帯から亜熱帯まで広範に分布



気温、雨量等に適応した樹種や品種の開発が必要

育種基本区の特徴

- 北海道育種基本区：亜寒帯林
(トドマツ、エゾマツ、ウダイカンバ)
- 東北育種基本区：冷温帯林、多雪(日本海側)
(耐雪性スギ、ヒバ、ブナ)
- 関東育種基本区：温帯林、亜高山帯林
(ヒノキ、カラマツ、ケヤキ)
- 関西育種基本区：暖温帯林、小雨(瀬戸内海)
(ガキリ抵抗性スギ、マツ類、クヌギ)
- 九州育種基本区：暖帯林～亜熱帯林
(タマヒ抵抗性スギ、リュウキュウマツ)

都道府県への指導や森林管理局との緊密な連携が不可欠

5育種基本区での事業実施が効率的かつ不可欠





組織について

5 育種基本区に、1 本所(日上市) 4 育種場を配置

